



柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年 5月 28日

柳泉園組合管理者

第四竜馬

柳泉園組合条例第4号

柳泉園組合公告式条例の一部を改正する条例

柳泉園組合公告式条例（昭和42年柳泉園組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「柳泉園組合」の次に「(以下「組合」という。)」を加える。

第2条第1項中「署名」の次に「(地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。)」を、同条第2項中「掲示」の次に「及び組合ホームページに掲載」を加える。

第3条及び第4条を次のように改める。

(規則の公布)

第3条 管理者の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び管理者名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、管理者の定める規則について準用する。

(規程の公表)

第4条 前条の規定は、管理者の定める規程（規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

第5条第1項中「第2条」を「第3条」に改め、「規則」の次に「及びその他の規程」を加え、「管理者」を「管理者名」に、「代表する者」を「代表する者の氏名」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程」を「管理者の定める規則若しくは組合の機関の定める規則又はその他の規程」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。